

規制改革推進に関する第 3 次答申 - 規制の集中改革プログラム -
(平成 20 年 12 月 22 日 規制改革会議、P F I 関連部分抜粋)

(2) 地域活性化分野

P F I の導入促進に向けた運用の改善

【問題意識】

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等を促進し、国民に対して低廉かつ良好なサービスの提供の確保等を目的とする P F I が我が国に導入されて以来、庁舎やスポーツ施設などの建設や病院、刑務所、廃棄物処理施設など長期にわたる運営を民間事業者が手掛ける事業も実現している。

しかし、P F I をめぐって、民間事業者からは、「官民が対等な立場にあるとは言い難い」、「官民の役割分担が曖昧である」、「リスク負担が不明確である」、「選定基準が不透明である」などの声があがっており、また、公共施設の管理者等（発注者）の側からは、P F I は手間がかかり、使いやすい手法となっておらず、その反面、効果が明確に確認しえないことから、P F I を敬遠する動きもあることも、指摘されている。

こうした状況の中、ガイドラインの改定などを通じて早急に対応すべき課題である、要求水準書の明確化・定量化、発注者・事業者のリスク分担の適正化、P F I 事業者選定手続きの透明性の確保・向上、落札後の契約見直しに関する柔軟な対応、の四項目については、「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）に基づき、平成 20 年度中に指針の作成等の措置が講じられる予定である。

今後は、P F I の更なる活用に向けて、P F I については、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等を行うべきである。具体的には、「多段階選抜、競争的対話方式の本格的な導入」などについて検討を行い、速やかに結論を得るべきである。

まずは、対話方式の具体的な手順等について、現場への浸透を促進するため、ガイドライン等に盛り込み、周知を進めることが必要である。さらに、事業者の選定は、発注者と事業者との間の価格を含めた契約のあらゆる側面における交渉を通じて行われる必要があることから、E U の方式も参考にしながら、発注者と事業者が十分な意思疎通を行い、双方の負担を軽減しながら優良な事業者が絞り込まれていくという多段階選抜・競争的対話方式の導入について、検討を行い、速やかに結論を得る必要がある。

また、P F Iでは性能発注が行われることから、事業者は、発注者が提示する要求水準の枠内で自社の持つ最新・最高の技術や当該案件に関する経験・ノウハウが最大限発揮されるような提案を作成することになる。しかしながら、優れた提案がなされたとしても、予定価格に反映されていないことから、入札価格が予定価格を上回り、落札者とならない場合があり得る。このような場合、民間事業者は落札できないことを恐れ、予定価格を下回るよう提案することを優先するようになり、優れた提案がなされなくなる可能性がある。

したがって、P F Iにおいてより良い提案が採用されるためには、可能な限り要求水準の明確化を図った上で、適切な予定価格が算定されるような運用上の仕組みを明確にすべきである。

P F Iを継続的に発展させていくためには、P F Iが果たすべき役割や事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、費用の削減だけではなく、発注者が支払う金額に対して、事業者側がどの程度までサービスの質的向上を実現できるかという総合評価の視点を重視して、利用者である国民、発注者である国・地方公共団体等、事業者である民間企業のすべてにとって魅力あるスキームに改善する必要がある。

【具体的施策】

ア P F Iについては、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等を行うべきである。

具体的には、対話方式の具体的な手順についてガイドライン等に盛り込むこと、いわゆる競争的対話方式等の手法について整理すること、適切な予定価格が算定されるような運用上の仕組みを明確にすること、について速やかに結論を得るべく検討を行うべきである。【平成 20 年度以降速やかに検討・結論】